

# 第2期教育振興基本計画 参考資料集

文部科学省生涯学習政策局政策課



# 目次

1. 教育振興基本計画について	1
2. 第2期教育振興基本計画概要	2
○ 第1部総論	2
○ 第2部各論	3
○ 第2部体系イメージ	4
3. 第2期教育振興基本計画について（答申）関連資料	5
○ 第2期教育振興基本計画の30の施策に係る現状と課題	5
○ 教育をめぐる社会の現状及び八つの成果目標等に関するデータ	35
4. 審議に関する参考資料	51
（我が国をめぐる教育の状況等について）	
○ 我が国の教育を取り巻く危機的状況の参考資料	51
（第4回教育振興基本計画部会（平成23年6月13日）配布資料を一部改訂）	
○ 教育振興基本計画の進捗状況等について	56
（第16回教育振興基本計画部会（平成24年4月25日）配布資料を一部改訂）	
○ 東日本大震災を受けて教育振興基本計画の策定上留意すべき課題について	74
（第8回教育振興基本計画部会（平成23年8月29日）配布資料）	
（教育投資について）	
○ 今後の教育投資の在り方に関する論点	78
（第23回教育振興基本計画部会（平成24年11月16日）配布資料）	
○ 教育投資に関するデータ	86
（第22回教育振興基本計画部会（平成24年10月22日）配布資料を一部改訂）	
（1）教育投資の全体状況	
（2）教育費負担	
（3）教育需要の動向（人口と進学率等）	
（4）我が国の財政構造等	
5. 審議の経過等について	104
○ 第2期教育振興基本計画の策定について（諮問）	104
○ 第2期教育振興基本計画に関するパブリックコメント（結果概要）	108
○ ヒアリング等実施状況について	109
○ 中央教育審議会委員名簿（第6期、第7期）	111
○ 教育振興基本計画部会委員名簿（第6期、第7期）	113
○ 中央教育審議会における審議の経過	115
○ 各都道府県・政令指定都市等の教育振興基本計画の策定状況	118
（参考）	
教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）	121



# 教育振興基本計画について

○ 改正教育基本法第17条第1項に基づき、政府として策定する我が国の教育の振興に関する総合的な計画。

教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後目指すべき教育の姿と、取り組むべき施策を明らかにするもの。

○ なお、同条第2項に基づき、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を策定するよう努めることとされている。

## ◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)

### (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 【これまでの経緯】

- ・平成18年12月22日 改正教育基本法 公布・施行
- ・平成20年7月1日 第1期教育振興基本計画 閣議決定  
(計画期間：平成20年度～24年度)
- ・平成23年6月6日 第2期教育振興基本計画について中央教育審議会に諮問  
(※この間、教育振興基本計画部会において、計23回にわたり審議)
- ・平成25年4月25日 中央教育審議会答申  
「第2期教育振興基本計画について」
- ・平成25年6月14日 第2期教育振興基本計画 閣議決定



## 教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

# 1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～  
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

# 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～  
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

# 3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～  
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

# 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～  
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

### (共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

### (教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
  - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
  - ・ 家計における教育費負担の軽減
  - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

### (危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
  - 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
  - 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

## 我が国を取り巻く危機的状況

相互に連関

### ○少子化・高齢化の進展

- ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
- ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
- 社会全体の活力低下

### ○グローバル化の進展

- ・ 人・モノ・金・情報等の流動化
- ・ 「知識基盤社会」の本格的到来
- ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・ 生産拠点の海外移転による産業空洞化
- 我が国の国際的な存在感の低下

### ○雇用環境の変容

- ・ 終身雇用・年功序列等の変容
- ・ 企業内教育による人材育成機能の低下
- 失業率、非正規雇用の増加

一方で・・・

### 【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

### ○地域社会、家族の変容

- ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・ 価値観・ライフスタイルの多様化
- 個々人の孤立化、規範意識の低下

### ○格差の再生産・固定化

- ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)
- 一人一人の意欲減退、社会の不安定化

### ○地球規模の課題への対応

- ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

### 【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

### 【第1期計画の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上。
  - ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
  - ・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」
- 3 「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

## 今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

# 創造

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

# 自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

# 協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会



## 1 社会を生き抜く力の養成

**1 生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)**  
⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに

★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など

- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進(「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討)
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修の一体的な改革)
- ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

**2 課題探求能力の修得 (大学～)**  
⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など

- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換(アクティブラーニング、教員サポート等)
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続(高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換) など

**3 自立・協働・創造に向けた力の修得 (生涯全体)**  
⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進(評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など) など

## 4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)
- ◆社会人(キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実 など

## 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

★大学の国際的な評価の向上

★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加

★日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など

- ◆高校段階における早期卒業制度の検討
- ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

## 3 学びのセーフティネットの構築

### 6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

★経済状況によらない進学機会の確保

★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など

- ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減(幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
- ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

### 7 安全・安心な教育研究環境の確保

★学校施設の耐震化率の向上

(公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)

★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など

- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

## 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

### 8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築

★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大

★全学校等で評価、情報提供 など

- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
- ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想(COC構想)の推進
- ◆家庭教育支援体制の強化 など

## 4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの  
復興・復興支援



## 第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

生涯学習(社会教育・家庭教育等)

学校教育

就学前

義務教育

高等学校等

大学等

### I 4つの基本的方向性に基づく方策

#### (1) 社会を生き抜く力の養成

	<b>成果目標1：生きる力の確実な育成</b>	<b>成果目標2：課題探求能力の修得</b>	<b>成果目標3：自立・協働創造に向けた力の修得</b>
教育内容・方法、教職員(質)	<p>【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、復興教育 等</p> <p>【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、体罰等への取組徹底、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動 等</p> <p>【施策3】健やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ 等</p> <p>【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理 等</p> <p>【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供 等</p> <p>【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備 等</p>	<p>【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、学修支援環境の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実 等</p>	<p>【施策11】現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、持続可能な開発のための教育(ESD)、体験活動・読書活動 等</p>
質保証	<p>【施策7】検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み 等</p> <p>【施策10】柔軟な教育システムの構築 学校段階間の連携・接続、学制の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等) 等</p>	<p>【施策9】教育の質保証 大学情報の発信、大学評価改善 等</p>	<p>【施策12】学習の質の保証、学習成果の評価・活用</p>
キャリア・職業教育、就職支援	<b>成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等</b>		
	<p>【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校横断的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化 等</p>		

#### (2) 未来への飛躍を実現する人材の養成

新たな価値を創造する人材	<b>成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成</b>
	<p>【施策14】多様で高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園 等</p> <p>【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化 等</p>
グローバル人材	<p>【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、秋入学に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援 等</p>

#### (3) 学びのセーフティネットの構築

教育費負担軽減	<b>成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保</b>
	<p>【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免 等</p>
学習支援・再チャレンジ	<p>【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携 等</p>
安全・安心	<b>成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保</b>
	<p>【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 等</p>

#### (4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援	<b>成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成</b>
	<p>【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール等)、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化 等</p> <p>【施策21】COC構想 地域コミュニティの中核的存在としての大学機能強化 等</p>
家庭教育支援	<p>【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進 等</p>

### II 4つの基本的方向性を支える環境整備

ガバナンス	<p>【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革</p> <p>【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学級規模及び教職員配置の適正化 等</p>	<p>【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化</p> <p>【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進</p>	※成果目標1～8の全体に関係
基盤整備	<p>【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館 等</p> <p>【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実 等</p>	<p>【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の確実な措置、戦略的な施設整備 等</p>	
		<p>【施策30】社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援</p>	

### III 東日本大震災からの復旧・復興支援



## 第2期教育振興基本計画の30の施策に係る現状と課題

### 1. 「社会を生き抜く力の養成」関連施策の現状と課題

(1)主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

#### ◆成果目標1:「生きる力」の確実な育成

##### 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

###### 【現状と課題】

- 今後の変化の激しい社会においては、個人がその個性と能力を伸ばし、社会の形成者としての責任を担いつつ、生涯を生き抜いていくための基盤として、国民一人一人に確かな学力を育成することが求められている。
- 全国学力・学習状況調査等の結果を見ると、我が国の児童生徒は、基礎的な知識・技能について一部課題があるほか、知識・技能を実生活の場面に活用する力や読解力等に課題がある。また、平成21年度に実施されたPISAの結果では、読解力を中心に前回調査（平成18年度実施）からは改善傾向にあり、平成22年度に実施されたTIMSS（IEA（国際教育到達度評価学会）「国際数学・理科教育動向調査」）の結果では、特に小学校での学力の向上が見られており、両調査ともに我が国の学力は全体としては国際的に上位となっている。一方で、PISAの結果では、トップレベルの国々に比べると下位層の割合が大きいほか、獲得した情報の関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験と結び付けたりすることなどに課題が見られ、TIMSSの結果では、トップレベルの国々と比べると上位層の割合が少ない結果になっている。また、学ぶ意欲や学校外での学習時間に示されるような学習習慣などについても国際的に見て低い水準にとどまっている。
- このような状況も踏まえつつ、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を重視して平成20年、21年に改訂された学習指導要領の着実な実施に取り組む必要がある。その際、特に、各種調査等で明らかとなった課題も踏まえ、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを重視する必要がある。
- 学習指導要領の趣旨をより効果的に実現するためには、各教科等における記録、説明、討論などの言語活動の充実や、観察・実験の重視をはじめとする理数教育の充実、小・中・高等学校を通じた外国語教

育の充実等が特に求められる。あわせて、学力の定着に課題のある子どもたちへの支援も含めた個に応じた指導の推進やICTの積極的な活用を通じた指導方法・指導体制の改善により、協働型・双方向型の授業への革新を図るとともに、家庭学習の充実や地域による教育活動の支援などを通じた家庭・地域と学校との連携を強化することが必要である。さらに、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力を育成するため、新学習指導要領の実施状況を不断に把握し、教育課程の改善に向けた検討を行っていくことが必要である。

- また、高等学校については、中学校卒業の生徒の約98%が高等学校に進学し、高校生の興味・関心、能力・適性、進路等は極めて多様化している。学力面においても、極めて高い能力を有している者もいれば、小学校や中学校での学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られる状況があるなど、課題は一様ではない。一方、各学校において卒業までの間に何を身に付けさせているのかが見えにくくなっているとの指摘がある。
- さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、放射線に関する正しい理解をはじめ、科学的・論理的に思考する力等を育成する必要がある。また、未来に向かうための「復興教育」に係る多様な取組の支援等を通じて、社会を生き抜く力の育成に向けた新たな教育モデルを開発し、普及する必要がある。

## **基本施策2 豊かな心の育成**

### **【現状と課題】**

- 我が国の子どもたちについては、東日本大震災時の積極的な支援活動に代表されるように、ボランティア活動に対する意識の向上などの優れた面が見られる一方で、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成が不十分、社会参画に関する意識に課題があるなどの指摘がある。
- これらの状況の背景として、児童生徒の家庭環境等の変化に加え、自然体験活動などの機会が減少し、他者や社会、自然・環境との関わりが弱くなっていること、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあること、携帯電話やインターネットの急速な普及などに伴い、青少年が有害情報に接する危険性が増大していることなども指摘されている。
- このため、道徳教育を抜本的に充実させる必要がある。あわせて、人権教育の充実や多様な体験活動の機会の充実、子どもの読書活動の推進、生徒指導の充実を図るとともに、スマートフォンをはじめとする新たな機器への対応やフィルタリングの一層の普及など、青少年を取り巻く有害情報

対策を推進する必要がある。

#### ～いじめ等の生徒指導上の諸問題への対応について～

いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数など、児童生徒の問題行動等に係る指標は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき事態である。このうちいじめの問題に対して、国としては、①いじめは決して許されないことであるが、現実的には「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、学校教育に携わる全ての関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導するとともに、②いじめなどの問題行動を起こす児童生徒に対し、出席停止や懲戒等の措置を含む教育現場での毅然とした指導を徹底するよう要請している。また、③児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や24時間いじめ相談ダイヤルの設置などによる教育相談体制を充実すること等の取組を進めてきた。

しかしながら、児童生徒が自ら命を絶ち、その背景にいじめの問題がある事案が依然として発生していることを深刻に受け止め、このような痛ましい事案を繰り返すことのないよう、各学校におけるいじめ等の問題行動への一層の取組の充実を促すとともに、国としても、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消に向けて、学校や教育委員会と一丸となって、継続的・中長期的な取組を行っていくことが必要である。

### 基本施策3 健やかな体の育成

#### 【現状と課題】

- 感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応することが必要である。また、子どもたちの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、子どもたちへの食に関する指導の充実が喫緊の課題となっている。
- 一方、子どもの体力は、おおむね低下傾向に歯止めが掛かってきているが、昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は低い状況であり、また、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められていることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等が課題である。

#### 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

##### 【現状と課題】

- 教員の資質能力の向上については、これまでも、平成20年度の教職大学院の創設や指導改善研修の導入、平成21年度からの教員免許更新制の実施、平成22年度入学生からの教職実践演習の導入などの取組を進めてきたところである。
- 一方、グローバル化など社会が急速に変化する中、世界でリーダーとなる日本人を育成するため、基本施策1及び2で掲げた新たな学びを実現することや、子どもたちが安心して教育を受けられるようにするため、いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実などの複雑かつ多様な課題への対応が必要である。このため、教員には、教職に対する使命感や責任感を持ち、新たな学びを展開できる実践的指導力、高度な専門的知識、ICT活用力、地域と連携・協働する力などを向上させるとともに、社会の急速な進展の中で知識・技能を絶えず刷新する「学び続ける教員像」を確立することが求められている。
- このような状況を踏まえ、教員になる前の教育は大学、教員になった後の研修は教育委員会という断絶した役割分担から脱却し、教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行う必要がある。
- また、教員評価については、67都道府県・指定都市全てにおいて実施されているが、教員評価の結果の取扱いについては、人材育成・能力開発・資質向上へは適切に反映されているものの、人事や給与等の処遇への反映については、各教育委員会において必ずしも十分に実施されているとは言えない状況である。
- さらに、精神疾患により病気休職する教員の数が依然として高水準にあり、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題となっている。

#### 基本施策5 幼児教育の充実

##### 【現状と課題】

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い幼児教育を保障することが極めて重要である。一方、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況にある。また、家庭の経済的格差と教育格差の再生産・固定化の是正といった観点からも、幼児期など早期の段階にお

ける教育の充実が重要な課題となっている。

- これまでも、教育基本法に幼児期の教育の重要性に関する規定を新設し、その後学校教育法についても、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることを明確化するなどの改正を行うとともに、幼稚園教育要領の改訂などの取組を行い、幼児教育の質の向上を図ってきた。
- 幼稚園における学校評価や小学校との交流活動、子育て支援活動や預かり保育の実施については一定の進捗が見られるものの、一層の実施率向上に向けて幼稚園教育要領の理解促進等に努める必要がある。
- また、小学校就学前の子ども（3歳～5歳）については、約5割が幼稚園、約4割が保育所に通っているが、全ての子どもに等しく質の高い幼児教育を提供するため、教育内容の整合性を図った幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づく幼児教育の推進に取り組む必要がある。
- さらに、就学前の子どもに幼児教育・保育を総合的に提供するため、これまで認定こども園の設置を促進してきており、安心こども基金による幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援にも取り組んできているが、二重行政や財政支援が不十分等の課題が指摘されている。今後は、このような課題も踏まえ、住んでいる地域や保護者の働き方等にかかわらず子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えていく観点から、子ども・子育て支援に関する新たな制度を構築し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を一層促進する必要がある。

## **基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進**

### **【現状と課題】**

- 障害者権利条約におけるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教育の更なる推進を図る必要がある。
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒は、近年急激に増加しており、様々なニーズの増大にきめ細かく対応することが必要である。幼・小・中・高等学校における個別の指導計画の作成率は約65%、個別の教育支援計画の作成率は約49%となっているが、学校種別の作成率では幼稚園及び高等学校における作成率が低くなっている。また、特別支援学校教諭免許状の取得率は特別支援学校の教員について約70%、小・中学校の特別支援学級の担当教員について約30%にとどまっている。さらに、公立特別支援学校の教室不足数は、全国4,633教室（平成24年5月1日現在）に上っている。このような状

況の中、障害のある者が十分な教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその基礎となる環境整備を図ることが求められている。

- また、高等教育段階においては、障害のある学生の在籍者数が平成23年には1万人を超え、各大学等においては受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。
- 国際化の進展に伴い、多くの日本人が子どもを海外に帯同しており、海外で学ぶ子どもたちに対する教育機会の確保や教育環境の充実を図る必要がある。また、我が国においても、帰国・外国人児童生徒などの日本語指導が必要な子どもが公立学校に多数在籍しており、このような子どもたちに対し、就学機会の確保、日本語指導や適応指導等も含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進し、子どもたちの日本語能力や各教科等の学習活動に日本語で参加できる能力の向上を目指す必要がある。
- さらに、外国人の子どもの就学支援も課題であり、国としては、現在、国際移住機関に資金拠出を行い、平成21年度から定住外国人の子どもの就学支援を実施しているところであるが、平成23年度までに約900人が公立学校等に約1,000人が外国人学校等に就学を果たしたものの、依然として不登校・不就学の外国人の子どもの多いことから、支援の継続が必要である。

## **基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立**

### **【現状と課題】**

- 基本施策1に係る取組をより実効あるものにするためには、国・教育委員会・学校において、児童生徒の学力・学習状況を客観的に把握・分析し、そのデータに基づき教育施策や教育指導の充実・改善を行う検証改善サイクルを確立する必要がある。
- このような観点から、義務教育段階については、全国学力・学習状況調査を平成19年度から実施している。今後は、教育施策の継続的な検証改善により力点を置きつつ、調査の実施・活用について一層の充実が求められる。
- また、高等学校段階については、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が極めて多様化している状況下において、高等学校において何をどの程度習得したのかが見えにくくなっていることや、学校外での学習時間の減少に見られる学習意欲の低下等が指摘されている。このことから、生徒の学力の状況等を把握し、指導改善に活用していくための仕組みを整備することが課題となっている。

(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組

◆成果目標 2 : 課題探求能力の修得

基本施策 8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【現状と課題】

- 予測困難な今の時代を生きる若者や学生にとって、大学での学修が次代を生き抜く基盤となるかどうかは切実な問題となっている。また、地域社会や産業界は変化に対応したり未来への活路を見いだしたりする原動力となる有為な人材の育成を大学に求めるようになっており、「答えのない問題」について最善解を導くために必要な知識・能力を鍛え、生涯学び続ける力、主体的に考える力を持った人材を育成することが、大学教育の直面する大きな目標となっている。
- 学士課程教育の質的転換の前提として、主体的な学修に要する総学修時間の確保が重要であるが、我が国の学生の学修時間は、卒業の要件から想定される学期中の1日当たりの総学修時間8時間程度の約半分である4.6時間との調査結果もあり、これは例えばアメリカの大学生と比較しても極めて短いと言わざるを得ない。また、国民、産業界や学生は、学士課程教育の現状に満足していないとの調査結果もある。
- なお、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保は飽くまでも好循環のための始点であり、手段である。ただ授業時数を増加させたり、事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。
- また、学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月中央教育審議会答申）が期待した学位を与える課程（プログラム）としての「学士課程教育」という概念の定着がいまだ途上であること、主体的な学修の確立の観点から学生の学修を支える環境をさらに整備する必要があること、初等中等教育、特に高等学校教育と高等教育の接続や連携が必ずしも円滑とは言えない状況にあること（基本施策10参照）、地域社会や企業など、社会と大学との関係を見直す必要があること（基本施策13, 21参照）が挙げられる。
- このような学士課程における改革の取組とともに、大学院教育においては、高度な能力を持った人材輩出といった社会からの要請に応えるため、個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究に依存することのない、体系的な大学院教育の課程の提供が必要となっている。

## 基本施策 9 大学等の質の保証

### 【現状と課題】

- 我が国の大学における公的な質保証システムは、「事前規制から事後チェック」への転換といった社会全体の動向を踏まえ、従来の事前規制として設置認可制度を弾力化しつつ、事後チェックとしての自己点検・評価制度に加え、認証評価制度を平成16年度より導入しているところである。
- その一方、質の保証を徹底する観点から設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置といった各要素の相互のつながりを強化する必要性など指摘がされている。また、基本施策8や13で掲げる教育内容の充実のための取組や、基本施策26から28に掲げる大学ガバナンスの強化、機能別分化、財政基盤の強化の取組等とあいまって学生の保護や国際通用性の観点から、大学等における教育の質保証・向上を促進する必要がある。
- 同時に、大学等は公的な機関として、その活動や取組について社会に対して説明責任を果たすことが極めて重要である。大学情報の活用・発信については、これまでも公表すべき教育情報の明確化やユネスコの情報ポータルを通じた正規の高等教育機関や制度の情報等の国際的な発信など段階的に取組が行われてきたが、一層の推進が求められている。

## (3) 初等中等教育段階の児童生徒及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組 基本施策 10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

### 【現状と課題】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続に関しては、これまでも各般の取組を推進してきたところであるが、現在においても、いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」など、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、子どもの課題が多く現れる傾向にある。
- また、意欲・能力のある子どもへのハイレベルな学習機会の提供や学力定着等に課題が見られる子どもへの支援を含め、一人一人の能力を最大限に伸ばす観点をより重視していくことが必要との指摘がなされている。
- さらに、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、人々が自らの能力、志向、適性にふさわしい学習の場を選択できる環境の充実が必要との指摘もある。
- 一方、高等学校と大学との接続に関しては、まず、多様化した高等

学校においては、生徒が何をどの程度習得したのかが見えにくくなっていると指摘されている。また、高等学校教育の成果が見えにくいために、大学への進学実績でその成果を評価する風潮が見られる。高等教育についても、同年齢の若年人口の過半数が大学教育を受けるというユニバーサル段階に移行し、大学教育において求められる教育の在り方が多様化している。このような状況を踏まえて、高等学校及び大学それぞれの段階において、教育の質を保証することが課題となっている。

- この点、大学の入学者選抜については、本来、各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき入学志願者の能力・適性を多面的に判定することを目的としたものであるが、現状の問題点として、高等学校における学力状況の把握や学習意欲の喚起、各大学の教育水準や学生の質の評価の指標など、本来、高校教育及び大学教育の各段階において果たされるべき機能についてまでも、大学入学者選抜に求められてきたことが指摘されてきた。
- これらの機能については、従前は大学入試の選抜性の強さにより、一定程度確保されてきたが、いわゆる大学全入時代への移行により、大学入試による確保が困難な状況となってきている。
- このような状況を踏まえ、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討と併せて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換することにより、高校教育・大学入学者選抜・大学教育といった全体のプロセスの中で質保証を図る点からプロセスによる質保証システムを構築することが喫緊の課題である。また、そのプロセスにおいて、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及を一層図ることが重要である。

#### (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

### ◆成果目標3：生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

#### 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

##### 【現状と課題】

- 現代的・社会的な課題に対応した学習に関しては、これまで、個人や住民同士による主体的な学習活動や実践を基本としつつ、行政としては、特に、政府がその推進のための計画等を策定している男女共同参画に資する学習や消費者教育、環境教育、防災に関する学習、さらには、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が提唱する持続発展教育（ESD）などに関する支援等を行ってきた。

- 公民館等の社会教育関係施設において、行政が提供する学級・講座等の学習機会は増加している（507, 289件（平成7年度間）→818, 198件（平成22年度間））が、その内容は、趣味・教養に関するものが大半を占めている。
- しかしながら、自立した個人とコミュニティを形成するためには、趣味・教養に関する学習や一方的な知識の伝達にとどまらず、国・地方公共団体の関係する部署や大学、民間企業、民間団体等と連携・協働しつつ、学習活動を通じて、個人や地域の課題解決を住民自ら主体的に行っていくという機運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことが必要である。
- また、家庭や学校において、未来の有権者たる子どもたちに、主権者として国や社会の問題を自分の問題として意識し、自ら考え、自ら判断し、行動する力を育成する実践的な取組を通じて、社会参画を促すとともに、国家・社会の責任ある形成者としての自覚を育むことが求められる。現状においては、政治や司法への参加に係る教育、消費者教育、道徳教育などの内容を「シティズンシップ教育」として推進している例や、地域の選挙管理委員会と連携して模擬投票を実施している例などが小・中・高等学校で見られるところであり、各地で創意工夫を生かした取組が進められることが期待される。
- さらに、子どもの頃の「自然体験活動」や「友達との遊び」といった体験活動の機会が豊富な人ほど、大人になってからの「意欲・関心」「規範意識」などが高い傾向にあるという調査結果があり、体験活動は社会を生き抜くための力を身に付ける上で重要な方策の一つと言える。他方で、自然体験活動を行ったことのない青少年が、近年増加していることも明らかとなっていることから、より一層、青少年の体験活動を推進していく必要がある。また、読書活動も、感性を磨き、個人の自立の基盤をつくるなど、社会を生き抜くための力を身に付ける上で重要な方策であり、読書活動の推進を図っていく必要がある。
- 加えて、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年である平成26年に日本において開催される「持続発展教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の成果を踏まえ、ユネスコスクールの充実等により、持続発展教育（ESD）を生涯の各段階を通じてより一層推進することが求められている。

## **基本施策 1 2 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進**

### **【現状と課題】**

- 変化の激しい社会を生き抜くために、全ての世代・全ての者が能動

的・自発的に学習を行い、能力を高め、その成果を実際の生活や地域社会等で生かすことができるよう、現在、行政のみならず、民間教育サービス事業者など社会全体で多種多様な学習機会が提供されている。

- しかしながら、学習者が安心して学ぶための学習機会の提供者自らによる質の保証の取組は、各事業者によって様々な状況にある。また、学習到達度やその明示化の手法が社会的に認知されているかどうかは、学習分野によって大きな差があるほか、学習成果を活用する場とのマッチングの環境の醸成についても、不十分なことが多い。
- このような中、基本施策7や9で掲げた各学校段階における質保証の仕組みの整備とともに、国際的には、ISO29990の認証開始など、民間教育サービス事業者の質の保証や学習成果の通用性の確保に向けた取組が急速に進められている。労働市場の流動化やグローバル化にある我が国社会においても、「知の循環型社会」の実現に向けた取組の強化が急務になっている。

#### ◆成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等

##### 基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

###### 【現状と課題】

- 現在の子ども・若者をめぐる状況として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在など、「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない状況がある。その原因・背景には、産業構造の変化等社会全体を通じた構造的な問題が指摘されているが、学校教育が抱える問題として、コミュニケーション能力など職業人としての基本的能力の低下や職業意識・職業観の未熟さ、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さなど、「社会的・職業的自立」に向けた様々な課題が見受けられる。このような現状の下、各学校段階においてキャリア教育・職業教育の重要性が認識され、地域社会や産業界と連携・協働した取組が進められているが、各教育段階における課題も依然として多いため、これらの課題を解決し、発達の段階に応じた体系的・系統的な取組を進めることが必要である。なお、その際、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や、障害のある者一人一人のニーズに応じた対応を行う必要があることに留意する必要がある。
- 初等中等教育段階については、各地域や学校の実情に応じたキャリア教育の実践が行われてきている。しかし、一方で、学校現場におい

てキャリア教育の意義や必要性等の理解が十分には進んでいないことから、新しい教育課題が現場に付加されたと誤解されたり、「新しい教育活動を指すものではない」としてきたことにより従来の教育活動のままでよいと誤解されたり、「体験活動が重要」という側面のみを捉えて、職場体験活動の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなしたりする傾向が指摘されるなど、各学校間のキャリア教育実践の内容や水準にばらつきが生じていることが課題として挙げられる。また、専門高校においては、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められており、地域や産業界の人材などの外部人材の協力を得ながら実践的な教育を充実することが課題となっている。

- 高等教育段階については、産業・社会構造の変化やグローバル化等が急激に進展する中、海外からの学生等の採用などもあいまって、企業側が学生に求める能力は語学力も含めた総合的に高いものとなっている。また、高度な技術力を有する中小企業での新卒学生等の採用意欲は高いものの、就職までに結び付くには、職業実践的な能力が求められている。特に、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・高等学校等における新たな雇用が見込まれる成長が著しい分野における知識と実践スキルを兼ね備えた中核的専門人材の育成や、非正規雇用の増大による労働市場の流動化等を原因とした企業内における人材育成機能の低下を補填するための企業・社会人が求める実践的な学習プログラムの充実が急務の課題となっている。また、我が国における大学への社会人入学者は国際的に少なく、大学院に入る社会人については減少傾向にある。
- さらに、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日中央教育審議会）においては、「現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる。」と指摘されている。また、今後の検討事項として「新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨を生かしていく方策も検討することが望まれる」と提言されており、これらへの対応が課題となっている。

## 2. 「未来への飛躍を実現する人材の養成」関連施策の現状と課題

### ◆成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成

#### 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

##### 【現状と課題】

- グローバル社会において、世界に伍する人材を育成するためには、優れた素質を持つ児童生徒の才能を伸ばさせていくことが必要である。
- これまでも、高校2年から大学への入学を可能とする飛び入学制度が設けられているが、飛び入学により個人・大学・社会にもたらされる効果が必ずしも明確でなかったこと等を背景に、活用はごく僅かに限られている。
- また、先進的な教育を受ける機会の提供については、「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」指定校の拡充（平成19年度：101校→平成24年度：178校）や、国際科学技術コンテストへの参加支援を実施し、その予選参加者には増加が見られるが、地域によってSSH指定校がないところがあるなどの課題もあり、優れた資質を持つ生徒の才能の伸張により一層取り組む必要がある。あわせて、国際学力調査等によれば、学年が進むにつれ理数の勉強が楽しいと答える子どもの割合が減少し、国際比較でも我が国は「科学について学ぶことに興味がある」と答える生徒の割合が低い現状にあるなど、いわゆる「理数離れ」との指摘があり、裾野の拡大についても課題がある。また、理工系学部の在籍者数に占める女性の割合が約18%（平成24年度学校基本調査）にとどまっているなど、人材の多様性の確保の点でも課題がある。
- このため、優れた資質を持つ児童生徒等の才能を伸ばさせていく環境を十分に整え、科学技術分野をはじめ、スポーツ・文化などを含めた各分野において、高度な人材の育成を行うための方法を開発し、実施していくことが必要である。

#### 基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

##### 【現状と課題】

- 大学等は、基礎研究の推進をはじめとして、社会の発展の基盤として新たな知を創造することが求められている。
- 欧米やアジア諸国等では、国際競争力強化のため優れた資質能力を

備えた博士人材の養成を強化しており、世界の研究・ビジネスの場でも、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化している。

- 我が国における人口当たりの博士号取得者は主要国と比較して少なく、国際社会でリーダーシップを十分発揮しているとは言えない現状であり、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築により、俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたり活躍するリーダーを養成することが課題。
- 国際的に見ると、我が国の研究力は相対的に低下傾向であり、イノベーションの創出を担う、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を支援し、大学等の研究力強化をさらに促進するとともに、優れた学生や若手研究者等を惹き付ける仕組みの構築が課題。
- 現在、大学等では、人件費削減の取組の中で若手教員の割合が減少する傾向にある一方、教員は大幅な世代交代を迎えつつあり、この機を捉え、若手研究者のポストを増やすとともに、そのキャリアパスの整備を進めていく必要がある。
- 優秀な学生や若手研究者が安心して学修研究に取り組めるよう、給付型の経済支援を強化する必要がある。
- 国際的に見ると、我が国は女性研究者の比率が少ない上、その能力を発揮できる環境が十分に整備されていないことから、女性研究者への支援の充実を図ることが必要である。

## **基本施策 16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化**

### **【現状と課題】**

- 国際的に活躍できるグローバル人材を育成する上では、その基盤となる語学力・コミュニケーション能力、特に英語力の強化が不可欠である。しかしながら、生徒の英語力については、コミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力、内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力、聞いたことに対して応答するなどの表現する力が十分身に付いていないといった課題が指摘されている。また、文法・訳読中心、高校入試や大学入試に特化した授業などが行われているとの指摘もあり、実践的な英語力を持つ生徒は依然として少ないことが課題となっている。このような状況も踏まえ新学習指導要領では、小・中・高等学校を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランス良く育成することを掲げるとともに、小学校第5、6学年に外国語活動を導入、中学校外国語科の授業時数を約3割増加（週3コマから

4コマ)、高等学校の英語の授業は英語で行うことを基本とするなど、外国語教育の強化を図っているところであり、この着実な実施が必要である。

- また、語学力・コミュニケーション能力のみならず、優れた国際感覚や国際理解の精神を身に付ける上で、留学や在外経験を積むことや外国人留学生との交流などを図ることは重要である。しかし、海外へ留学する日本の高校生・大学生等の数は近年減少傾向にあり、若者の「内向き志向」が指摘されている。また、外国人留学生の受入れ数は増加傾向にはあるものの、欧米諸国や中国などに比べ、依然として少ない状態にある。このため、海外に留学する高校生、大学生・短期大学生、高等専門学校生、専修学校生等に対する経済的支援はもとより、大学等における海外留学支援体制の強化、帰国後の進学が円滑に行える環境整備や帰国後の就職に対する不安の払拭、子どもたちに国際的な視野を持たせることによる留学の機運の醸成を通じて、生徒・学生等が留学や在外経験を得やすい環境の整備を促進することが必要である。また、外国人留学生の受入れについては、国内において人材や大学等のグローバル化を促進する観点から、外国人留学生の受入れ数を30万人にする目標の達成に向けて、戦略的な外国人留学生の獲得を着実に推進することが必要である。
- 加えて、グローバル人材の育成のためには、その主要な担い手である大学の国際通用性を高めることが不可欠である一方、世界的な大学ランキングにおける我が国の大学の「国際」に関する評価が低い傾向にあるなど、大学の更なる国際化が課題となっている。このため、秋季入学実施に向けた環境整備や、海外大学との教育連携、英語による授業の拡充等の取組への支援を通じ、大学の徹底した国際化を推進することが課題となっている。
- さらに、世界的に学生交流や大学間交流の動きが加速する中で単位の相互認定や適切な成績評価など、高等教育の質の保証に関する取組が活発化している。我が国の大学が国際展開を行う環境を整備するため、これらの動きに積極的に貢献することが重要である。
- 「グローバル人材育成戦略」(平成24年6月グローバル人材育成推進会議)において、高校卒業時に国際バカロレア資格を取得可能な、又はそれに準じた教育を行う学校を5年以内に200校程度へ増加させることとされている。国際バカロレアの理念や手法は、学習指導要領の目指す方向性と軌を一にし、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等グローバル人材に必要な資質を育むために、有益なツールの一つである。日本国内の国際バカロレア(IB)認定校は、毎年増加を続けているものの、平成25年1月現在、24校(このうち国際的な大学入学資格を得ることができるディプロマプログラム(DP)

認定校は16校)にとどまっている。認定校数増加のボトルネックの一つは、国際バカロレアの授業と評価が、基本的には英語等で行われていることであり、一部科目を日本語で実施する日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）を開発・導入することで国際バカロレアの導入を促進する必要がある。

### 3. 「学びのセーフティネットの構築」関連施策の現状と課題

#### ◆成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保

##### 基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

###### 【現状と課題】

- 厳しい経済雇用情勢が続き、経済格差や教育格差、格差の固定化等が指摘されている昨今、幼児教育に係る負担軽減、義務教育無償制等の実施、授業料減免や奨学金などの就学支援等の充実による教育費負担軽減に取り組んできたところであり、平成22年度には公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、子ども手当（平成24年度からは児童手当）、平成24年度からは所得連動返済型の無利子奨学金制度が開始されている。このような中、我が国は平成24年9月に「社会権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）のうち、後期中等教育及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」に係る規定の適用留保を撤回したところである。
- しかしながら、幼児教育・高等教育段階において家計における教育費の高さが指摘されていることに加え、昨今の不況を背景として、就学援助対象者の増加や、高等学校等就学支援金の加算対象者の増加などが見られ、低所得世帯への支援が重要となっている。また、高等学校段階については、公私間の教育費格差も見られており、限られた財源の下、これらの課題に重点的に対応するためには、所得制限を設けるべきではないかとの指摘もある。このような状況を踏まえ、引き続き、保護者負担の軽減を図り、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う必要がある。
- 東日本大震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもについて、その就学機会の確保を図るための経済的な支援が必要であり、被災地のニーズを踏まえた多様で手厚い就学支援を継続的に行うことが重要である。

##### 基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

###### 【現状と課題】

- 貧困が親から子へ連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」を断ち切る社会的要請が高まっている。家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産、固定化を招かないよう、経済的、社会的、自然的条件が不利な状況にある子どもたち

に対する学習支援や、若年無業者やひきこもり、高校中退者等への早期支援が求められている。また、企業内訓練の機会が乏しいフリーターなど非正規労働者や早期離職者がキャリアアップや学び直しができる機会も求められている。

- しかしながら、これまで、こうした取組については、社会全体での重層的な支援が求められているにもかかわらず、福祉・労働関係機関と教育関係機関の連携が必ずしも十分ではなかった部分もある。貧困の連鎖を防止するには、家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある子ども・若者等が安心して勉強に打ち込めることが必要であり、教育の機会均等を図るとともに、社会的孤立の未然予防の観点から、学校教育・社会教育等を通じた多様な支援を教育関係機関と福祉関係機関が連携して行うことが求められている。
- いじめの認知件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数など、児童生徒の問題行動等に係る指数は依然として高水準で推移しており、子どもの悩み等に適切に向き合えるよう、きめ細かな指導や支援、その前提となる実態把握が必要である。
- また、東日本大震災で被災した子どもについては、継続的な心のケアや学習支援等が必要であり、切れ目のないスクールカウンセラー等の派遣や教職員の追加措置等、被災地の実情を踏まえた支援を行うことが重要である。

## ◆成果目標 7：安全・安心な教育研究環境の確保

### 基本施策 19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

#### 【現状と課題】

- 安全・安心な教育研究環境の整備に向けて、これまでも学校施設の耐震化を推進してきたところであり、耐震化率は公立小・中学校で84.8%（平成24年4月1日現在）、私立学校の耐震化率は幼稚園から高校で75.4%（平成24年4月1日現在）、大学等は81.8%（平成24年5月1日現在）、国立大学等で89.3%（平成24年5月1日現在）まで上昇するなど、年々進捗が見られる。しかし、地域によって取組状況にばらつきがあり、耐震化の完了に向けて速やかな点検及び対策の推進が必要である。
- また、学校施設の老朽化については、建築後25年以上を経過した公立小・中学校が全保有面積の約7割、国立大学等が全保有面積の約6割（そのうち約4割が安全性等に問題）を占めている。今後、少子化が一層進展することも見据え、地域の実情に応じて学校施設を統合、

複合化・共用化しつつ、施設の長寿命化等の対策を行っていくことが必要となっている。

- さらに、東日本大震災においても、地域住民の応急避難所や救援活動の拠点となったり、帰宅困難者や学生等を宿泊させる役割を担ったりした学校施設が多く見受けられたように、全国の公立学校の約9割が避難所に指定されている。私立学校についても、地域の避難所や救援活動の拠点となり、学生・生徒等や帰宅困難者を宿泊させた学校が多数に上った。しかしながら、避難所に指定された学校が必ずしも防災機能を有していない状況もあるため、学校施設の防災機能強化の計画的な整備を行うことが課題となっている。また、国立大学附属病院は、災害時における救命救急医療の拠点となることから、機能強化に向けた計画的な整備を行う必要がある。また、東日本大震災においては非構造部材にも多大な被害が見られたことから、速やかな点検及び対策の推進が必要である。
- 学校管理下における児童生徒等の負傷や死亡事例は依然として多く、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで発生している。また、先般の東日本大震災では600人以上の児童生徒等が死亡・行方不明となるなど多大な被害が生じている。
- これまでも、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害に対応して、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）のそれぞれの領域について、学校内の施設・設備の安全点検や通学路における安全確保など安全管理のための取組を進めるとともに、避難訓練など児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる取組を推進してきた。引き続き、安全確保に向けた不断の取組が求められるとともに、震災の教訓を生かした防災対策が喫緊の課題となっている。
- そのため、安全管理と安全教育の両面から、科学的根拠に基づいた実証的な取組を含め、地域社会や家庭とも連携した総合的かつ効果的な学校安全施策をより一層推進していくことが必要である。

#### 4. 「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」関連施策の現状と課題

##### ◆成果目標 8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成

##### 基本施策 20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

###### 【現状と課題】

- これまで、学校と地域の連携・協働を推進する取組への支援により、学校支援地域本部（全国3, 036本部）や放課後子ども教室（全国市町村10, 098教室）、コミュニティ・スクール（全国1, 183校）などの取組が着実に展開し、子どもたちの教育環境を改善するのみならず、地域住民の間の絆をより強く結びつけ、活力あるコミュニティを形成することにつながっている。
- 東日本大震災の被災地においても、学校支援地域本部等の取組をはじめとして、普段から学校と地域の連携・協働体制を構築していた地域では、避難所運営が円滑に進められたとの報告もある。また、コミュニティ・スクールの導入による、学校と地域との連携・協働に係る主な成果としては、学校と地域が情報を共有するようになった（92.6%）、学校と地域が連携した取組が組織的に行えるようになった（84.0%）などが挙げられている。しかしながら、地域によって取組状況には差が見られ、いまだ全国に普及するには至っていない。
- 他方で、公民館等の社会教育施設においては、様々な学習活動を通じて、主体的にコミュニティの形成に参画するという市民意識を涵養し、自立したコミュニティの形成につなげていくような取組が一部で進められている。
- また、高等教育機関においても、生涯学習センター等による公開講座の実施など様々な学び直しの場の提供が行われている。
- このような「学びの場」を拠点として、活力あるコミュニティの形成と、地域社会における住民の間の絆づくりを進める取組について、それぞれの地域や学校・社会教育施設の実情に応じ、他の政策分野とも連携しつつ、質の向上を図るとともに、更に広く普及していく必要がある。
- その際、現役世代の参画を促進する観点から、企業等は勤務条件の配慮など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくりを積極的に行っていくことが期待される。

## **基本施策 2 1 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進**

### **【現状と課題】**

- 従来、高等教育機関と地域の間では様々な連携が行われてきたが、地域と教員との個人的な関係に基づいたものも多い。しかしながら、多様化・複雑化する地域の課題に対応していくためには、教員単独ではなく、高等教育機関が有する様々な資源を有機的に結合して、組織として地域と連携していくことが求められている。
- また、地域で生じている現実的な課題解決に参加する経験を通じて、学生が実践的な力を育むとともに、より強いモチベーションで学修に臨む効果も期待される。
- さらに、高等教育機関で行われている様々な教育研究活動の中には、その意義や必要性が伝わりにくい、あるいは、社会の課題解決に十分貢献できていない分野もある。地域に根差し、地域住民から理解を得るためにも、教育研究活動をより実践的なものとし、地域の実情に応じて、高等教育機関が地域や社会の現実的な課題解決に積極的に取り組むことが必要である。

## **基本施策 2 2 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実**

### **【現状と課題】**

- 保護者が家庭で子どもに対して行う家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けさせる上で極めて重要な役割を担うものである。
- 家庭については、その教育力の低下も指摘されてきた。現在、社会が急激に変化する中、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化などを背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの社会性や自立心などの育ちに課題が生じるなど、家庭教育が困難な社会となっている。
- これまで、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、各地域の子育て経験者を中心とする支援人材の養成、家庭教育支援チーム（全国328チーム）の組織化等、また、子どもの生活習慣づくりとして、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきている。
- しかしながら、講座の内容やチーム型支援の取組など、家庭教育支援の取組状況は地域により差があり、子どもの誕生から自立までの切れ目のない支援、孤立しがちな家庭に対して届ける支援（アウトリーチ）や困難な課題を持つ家庭に対する福祉等と連携した支援、また、

子どもの成長発達を支える多様な世代や主体が関わり合う社会の実現などはいまだ不十分である。

- このため、発達段階に伴う家庭教育の課題の変化に応じた親の育ちを応援することや、子育て家庭のネットワークと支援のネットワークを広げる地域の取組の活性化、また児童虐待の発生予防やいじめなどの社会的課題に対応した支援の充実などが求められている。特に乳幼児期は、人に対する基本的な信頼感が醸成されたり、友達との集団遊びの中で社会性が発達していくなど、子どもにとって人間形成に重要な時期であるが、子育て家庭が不安を抱え孤立しがちであるため、子育てのはじめの時期の支援を充実することや、将来親になる世代が親になることについて学ぶことも重要となっている。さらに、子どもも家庭や社会の一員としての役割を発達段階に応じて持ち、人の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感を高めていけるような経験を増やしていくことが重要である。
- 以上のように、家庭教育の重要性を踏まえ、家庭教育の支援の取組を積極的に推進していく必要があり、親の主体性を尊重した学びの支援により、支援の循環を生み出すとともに、子どもの育ちを支える学校や地域の関係者との協働による教育支援活動を充実し、子育て家庭を支える地域コミュニティの創造を図っていくことが求められている。

## Ⅱ 「四つの基本的方向性を支える環境整備」 関連施策の現状と課題

### 基本施策 2 3 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

#### 【現状と課題】

- 教育委員会には、権限と責任の所在が不明確である、地域住民の意向を十分に反映していない、教育委員会の審議が形骸化している、合議体ゆえに、迅速さ、機動性に欠けるといった課題が指摘されている。また、地方において、法令違反や児童生徒の生命身体、教育を受ける権利を侵害する重大な事態が発生した場合の国の責任の果たし方が不十分ではないか、との指摘もある。
- 社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに対応し、創意あふれる教育を実現していくためには、学校が、生徒・保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行うことができるような地方教育行政へと転換していくことが求められている。
- これまで、平成23年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正により、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できるような仕組みを構築したことや、教育委員会による学校の裁量拡大の取組や首長との連携、コミュニティ・スクールの導入や学校関係者評価の実施割合が着実に増加するなど全体として一定の進捗を実現している。
- コミュニティ・スクールの導入による、学校運営改善に係る主な成果としては、学校と地域が連携した取組が組織的に行えるようになった（84.0%）、特色ある学校づくりが進んだ（83.0%）、学校関係者評価が効果的に行えるようになった（82.5%）などに加え、いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した（42.7%）、児童生徒の学力が向上した（36.2%）も挙げられている。（「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書（平成23年度文部科学省委託調査）」より）コミュニティ・スクールについては、1,183校（平成24年4月1日現在）で取り組まれているものの、目標とする公立小・中学校の1割（約3,000校）での導入を目指して引き続き推進する必要がある。
- このため、基本施策20に掲げる学校と地域の連携協力体制の推進・充実に加え、地方教育行政の在り方について、更なる現場重視の視点に立った改革が必要である。

## 基本施策 2.4 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

### 【現状と課題】

- 現在の教育現場では以下のような様々な課題を抱えており、学校・家庭・地域の連携促進を含め子ども一人一人にきめ細かに対応できる教職員等の指導体制の整備が必要である。・近年の地域社会・家庭生活の変化により、地域や家庭での教育が難しくなっており、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲・態度などに課題が見られる。また、特別支援教育の対象となる児童生徒や指導が困難な児童生徒も増加しており、かつてないほど学校の負担は増大している。・このような中で、学校には、これからの社会を生き抜く子どもたちに自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力などを身に付けさせるよう、協働型・双方向型の新しい学びへと授業を変革していくことが求められている。・家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産・固定化を招かないよう、とりわけ義務教育段階では「学びのセーフティネット」を構築することが必要である。
- 一方、以下のような地域間での義務教育における環境の格差が生じており、国の責務として教育の機会均等と水準確保を図っていくことが必要である。・近年、正規の教員採用選考を経ない臨時的任用の教員など非正規教員の割合が増加傾向にあり、抑制することが求められている。この非正規教員の各都道府県における任用状況については、教員定数の標準に占める非正規教員の割合が最も低い東京都では約3%である一方で、最も高い沖縄県では15%を超えているなど、都道府県ごとの状況に大きなばらつきがある。・少人数学級については、現状においても、平均学級規模は小学校24.5人、中学校で28.6人となっている。また、各都道府県の先行的な取組の結果、山形県、福島県、鳥取県、山口県では小・中学校のほぼ全ての学級が35人以下となっている一方で、神奈川県、大阪府、兵庫県、沖縄県では中学校の50%以上の学級が36人以上となっている（全国平均は32%）など、ばらつきが生じており、国の責任において、少人数学級を推進することについて引き続き検討が必要である。・中学校における免許外教科担任の実施状況についても、東京都では0件である一方、福島県、岐阜県、和歌山県では80%以上の中学校において実施されているなど、都道府県ごとの状況が大きく異なっている。
- また、教員の大量退職、大量採用に伴う採用倍率の低下の下で、教員の質を確保することが求められている。

## 基本施策 2 5 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

### 【現状と課題】

- 建築後 25 年以上を経過した公立小・中学校施設が保有面積の約 7 割を占めており、今後、少子化が一層進展することも見据えつつ、施設の長寿命化等の対策を行っていくことにより、良好な教育環境の整備を推進する必要がある。また、協働的な学びや課題探究型の学びなどを通じて、思考力・判断力・表現力等や学ぶ意欲を育成するため、ICT 環境の整備や観察、実験等を円滑に実施できる教育環境の整備が必要である。さらに、社会全体で子どもたちを育む取組が進む中で、地域の生涯学習の拠点づくりの観点にも配慮した施設整備が必要である。加えて、地球温暖化対策のための二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化が必要とされる中で関係府省と連携しつつ公共施設の約 4 割を占める公立学校施設におけるエコスクールの推進、温かみと潤いのある木材の活用が必要である。なお、教育環境の整備に当たっては障害のある子どもへの配慮に留意する必要がある。
- 学校における ICT 環境については、第 1 期計画に整備目標を掲げ、整備を推進してきたところであるが、いまだ達成されておらず（教育用コンピューター 1 台当たりの児童生徒数：6.6 人、校内 LAN 整備率：83.6%，超高速インターネット接続率：71.3%（いずれも平成 24 年 3 月））、個別学習や協働学習などの新たな学びを実現するためには、学校 ICT 環境の整備を推進する必要がある。また、学校 ICT 環境には地域間格差があり、教育の機会均等を確保する観点からもその解消が課題となっている。
- 「学校図書館図書整備 5 か年計画」の実施により、学校図書館における図書の整備については、一定の進捗が見られるもののいまだ十分でない状況にあり、本と子どもをつなぐ人的体制の整備も一層の充実を図る必要がある。また、新学習指導要領の円滑な実施のため平成 23 年度に教材整備指針を示しており、各自治体において計画的に教材の整備を進めていくことが課題となっている。

## 基本施策 2 6 大学におけるガバナンス機能の強化

### 【現状と課題】

- 各大学が、学生・地域・社会からのニーズに応じていくために、学長・理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定などが不可欠である。
- このような観点から、これまでも、国立大学の法人化や関係法令改

正等により，国立大学学長の権限拡大や学校法人の理事・監事の機能強化等の基盤の整備を図ってきたところであり，各大学においても学長や理事長の経営方針に沿った教育研究の実現を目指した取組が行われている。

- しかし，例えば学長のリーダーシップを支える体制強化，教授会の在り方，教育研究の状況や財務情報等の公開など，組織運営や情報公開などの面において，いまだ課題が残るとの指摘もあり，一層の改革強化に向けた支援が必要である。

## **基本施策 27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進**

### **【現状と課題】**

- 大学改革の課題は多様であり，大学における人材育成のビジョンづくり，グローバル人材の育成，入学から卒業までの学力担保等の質保証など，大競争時代における国際競争力の強化に加えて，少子化時代における持続可能な経営を目指した足腰の強化・合理化，財政危機における効率的な経営努力など，国公立大学を通じて検討すべき課題が少なからずある。
- こうした状況の中，平成17年の「我が国の高等教育の将来像（答申）」では，大学が有する機能や機能の比重の置き方の違いに基づいて，分化していくことが想定され，個性・特色の明確化の重要性が提起された。それを受けた，国公立大学を通じた大学改革支援による各大学への支援活動（我が国を代表する教育研究の拠点形成や，他大学へ波及すべき先進的・先導的な取組と発信を支援する改革展開事業）などによって，一定の進展が見られている。
- その一方で，いまだ大学の多様な教育研究活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信する仕組みが確立されていない。各大学の個性・特色をはじめとする教育情報が関係者間で広く共有される仕組みづくり，各大学の個性・特色を伸ばす多様な評価の在り方など，各大学における創意工夫ある多様な取組を支援する種々の方策を講じ，個性・特色の機能別分化を一層推進する必要がある。
- また，ネットワークを通じた各機関の機能の相互利用は，教育課程の共同実施の制度化や，共同利用・共同研究の拠点や，教育・学生支援の共同利用拠点の枠組みの整備が進められ，各地にコンソーシアムが発足しているが，基本的考え方の観点から一層の深化を図ることも必要である。
- 多様な大学改革の課題の中で，文部科学大臣が定める中期目標に基

づき、運営費交付金の措置を受けて運営される国立大学の機能を抜本的に強化することも、大学改革の最重要課題の一つである。そのため、国立大学の専門分野ごとに強みや特色、社会的役割を明確化するとともに、それぞれの強み・特色を生かした大学の枠・学部（学科）の枠を超えた再編成等の在り方を検討する必要がある。

## **基本施策 28 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備**

### **【現状と課題】**

- 大学等の財政や施設等の基盤整備は、各大学等が継続的・安定的に教育研究活動を実施するための、また、それぞれの個性や特色を発揮する際の基盤である。
- 大学等の財政基盤に関し、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費は、各大学等が継続的・安定的に教育研究活動を実施するために不可欠な予算である。
- 私立大学等については、学生の75%を受入れ、その特色発揮・質的充実が重要な課題であるが、私立大学等に対する私学助成（経常費補助）は、経常費総額の10.5%（平成23年度）の補助にとどまっている。私立大学等の教育条件の向上や学生の修学上の経済的負担の軽減等を図る上で、公財政支援の充実が必要である。
- さらに、各大学等において、国際競争力強化、専門分野人材養成の充実、地域貢献の充実等の政策目的を推進するためには、大学関係予算の重点的な支援が必要である。
- また、各大学等の財政基盤については、外部資金の活用等による強化が図られているものの、欧米諸国に比べ、民間資金の法人予算に占める割合はいまだ低い。そのため、基盤的経費の確保・充実に加え、各大学法人が寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備することにより、教育研究の振興を図るための確固たる財政基盤を構築することが必要である。
- 各国立大学等の強み・特色が最大限発揮されるよう、優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成や国立大学附属病院の再生整備など、大学等の機能強化につながる施設整備を図ることが必要である。
- これらの施設整備を推進するに当たっては、国立大学等による既存施設の有効活用などの施設マネジメントや多様な財源の活用への取組を一層促すことが必要である。
- また、私立大学等について、建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根差した教育研究を実施したり、経営戦略に基づく研究拠点の形成等を行ったりすることにより、各大学の機能別分化を促進すると

ともに、教育研究活動の活性化等を図るため、施設・設備の整備を推進し、良好な教育研究環境の充実・確保を図る必要がある。

## 基本施策 29 私立学校の振興

### 【現状と課題】

- 私立学校については、建学の精神に基づく多様で特色ある教育を展開し、我が国の公教育の大きな部分を担っており、その教育条件の向上、幼児・児童生徒・学生の経済的負担の軽減等のため、私学助成をはじめとする財政支援、寄附税制の整備、経営相談・経営指導等、各般にわたる支援の充実が重要である。
- 特に、高等教育段階で学生の75%を受け入れている私立学校については、厚みのある人材層を育成するために、その特色の発揮・質的充実が喫緊の重要課題である。
- 私立大学等への私学助成（経常費補助）は、経常費総額の10.5%（平成23年度）の補助にとどまっている。公財政支援の充実とともに、私立学校の質的充実に向けたメリハリある配分を強化することが必要である。その際、建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根ざした教育研究の実施、経営戦略に基づく研究拠点の形成等により、各大学の機能別分化を促進する必要がある。また、教育研究活動の活性化等を図るため、施設・設備の整備を推進し、教育研究環境の充実を図る必要がある。
- また、寄附金については、平成23年度の税制改正により、既存の所得控除に加え、税額控除が新たに導入され、寄附実績等について一定の要件を満たす学校法人（私立学校）に対して個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除できるようになった。新制度導入後、多くの学校法人が本制度を活用しており、平成25年3月時点で文部科学大臣所轄法人（大学・短大）のうち256法人が当該法人であることの証明書を交付されており、寄附者数や寄附金額の増加がみられる。一方、小規模法人の多い都道府県知事所轄法人（幼稚園～高校）では約1%程度にとどまっているなど更なる普及促進のための課題があり、これらの現状を解決するため特に重点的な対応が必要である。
- 以上のような状況を踏まえ、基盤的経費の確保・充実に加え、各私立学校が寄附金その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備することにより、教育研究の振興を図るための多様かつ確固とした財政基盤を構築することが必要である。
- 大学における質保証の徹底推進を図るため、教学の質の保証につい

て、設置基準の明確化や設置審査の高度化等による一貫したシステムを確立し、その質を確実に保証する。また、私立大学の経営面について、経営上の課題を抱える学校法人について、経営状況の詳細な分析や実地調査の機能強化等を通じ、早期の経営判断を促進するシステムを確立する。

### **基本施策 30 社会教育推進体制の強化**

#### **【現状と課題】**

- 社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、教養の向上や健康の増進等を図り、人と人との絆きずなを形成する役割を果たしてきた。社会を生き抜く力の養成や、絆きずなづくりと活力あるコミュニティの形成等を進める上で、社会教育が果たすこのような役割は、ますます重要となっている。
- しかしながら、社会教育行政は、地域コミュニティの変質や、社会教育担当部局以外の関係部局、NPO、民間教育事業者、大学等の多様な主体による社会教育事業の展開、さらには社会教育の専門的職員の役割の変化に十分に対応できておらず、地方公共団体の財政状況の悪化や行財政改革の取組も相まって、地方公共団体の社会教育関係予算・職員は全体として減少傾向にある（社会教育費：25,608億円（平成11年）→16,409億円（平成22年）、社会教育主事：6,035人（平成11年）→2,518人（平成23年））。
- こうした状況の変化に対応できるよう、人材や施設、行政体制をはじめ、これまでの社会教育の在り方を見つめ直し、その推進体制を一層強化していく必要がある。

### Ⅲ 「東日本大震災からの復旧・復興支援」関連施策の現状と課題

#### 【現状と課題】

- 文部科学省としては、「東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、学校施設・社会教育施設等の復旧、子どもたちへの就学支援や心のケア、校庭等における放射性物質の除染や学校給食の安全・安心の確保、大学等を活用した地域の再生、スポーツ機会の充実などに取り組んできた。
- 一方で、津波等の甚大な被害を受けた地域では、地域の復興計画等を踏まえて学校施設の復旧について検討を行うこととなるため、学校施設の復旧に時間を要し、特別教室の利用の制約など児童生徒の教育活動にまだ影響が生じている。
- 原子力災害の被害を受けた地域では、いまだ警戒区域等が解除されず、放射線量が高いことなどにより、学校施設の復旧にめどが立たなかったり、屋外活動に支障が生じている学校もある。
- 大学やNPO、ボランティア、地域住民等の学校に限られない多様な主体による、被災地からの未来へ向けた教育実践の芽が生まれてきている。このような創造的復興教育を促進し、全国に広げていくことが課題である。
- また、児童生徒が自ら危険を予測し、回避することで被害を最小限に抑えることができた学校もあることから、このような主体的に行動する態度を育成する防災教育を全国的に広げていくことが必要である。

# 教育をめぐる社会の現状及び八つの成果目標等に関するデータ

## 第1部 我が国における今後の教育の全体像

### I 教育をめぐる社会の現状と課題

#### (経済環境)

- ・日本の名目GDPシェア 平成22年：8.7% (平成7年(17.8%)の約半分)
- ・世界のGDP合計 平成22年：63兆640億ドル  
(平成7年：29兆9,860億ドル)

#### (雇用環境)

- ・15歳～24歳の失業率 平成22年：9.4% (平成3年：4.5%)
- ・非正規雇用率 平成23年：35.2% (平成8年：27.1%)

#### (経済格差)

- ・日本のジニ係数(平成20年：0.532)、相対的貧困率(平成21年：16.0%)は緩やかに増加。

### II 我が国の教育の現状

#### (就学前教育段階)

- ・就学前段階に関する教育費の公私負担割合(平成21年)  
日本 公財政支出 45.0% 私費負担 55.0%  
OECD平均 公財政支出 81.7% 私費負担 18.3%  
(OECD「図表でみる教育」(平成24年))
- ・子育てへの不安要因  
「経済的負担の増加」 71.7%
- ・子ども・子育て支援策として望ましい経済的支援  
「学校教育費(小学校・中学校・高等学校)」 58.2%  
「学校教育費(大学・短大・専門学校など)」 53.8%  
「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」 50.2%  
(内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」(平成23年))

#### (義務教育段階)

- ・PISA2009(平成21年)における平均得点及び順位(対象：高等学校1年生(同調査において以下同じ。))  
【読解力】 520点(498点)【8/65位】  
【数学的リテラシー】 529点(523点)【9/65位】  
【科学的リテラシー】 539点(531点)【5/65位】  
※( )内はPISA2006(平成18年)の平均得点
- ・読解力における各国・地域の「習熟度レベル5以上」の割合(上位3国・地域と比較)  
13.4%(上海：19.4% 韓国：12.9% フィンランド：14.5%)
- ・読解力における各国・地域の「習熟度レベル1以下」の割合(上位3国・地域と比較)  
13.6%(上海：4.1% 韓国：5.8% フィンランド：8.1%)  
(OECD「PISA2009(平成21年)」)

- ・家で学校の宿題をしている児童生徒の割合（※「している」「どちらかといえば、している」の計）
  - 【小学校6年生】 95.2%（平成20年度） → 97.0%（平成24年度）
  - 【中学校3年生】 81.7%（平成20年度） → 86.2%（平成24年度）
 （文部科学省「全国学力・学習状況調査」）
- ・学校外で宿題をする時間
  - 【小学校4年生】 1.1時間（国際平均：1.4時間）
  - 【中学校2年生】 1.0時間（国際平均：1.6時間）
 （IEA「TIMSS2007（平成23年）」）
- ・「学校のきまり（規則）を守っている」と感じている児童生徒の割合（※「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の計）
  - 【小学校6年生】 86.4%（平成20年度） → 91.3%（平成24年度）
  - 【中学校3年生】 87.2%（平成20年度） → 92.1%（平成24年度）
 （文部科学省「全国学力・学習状況調査」）
- ・子どもの体力の現状
 

子どもの体力については、低下には歯止めがかかりつつあるが、昭和60年頃と比較すると依然として低い水準にあるとともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が見られる。

 （文部科学省「体力・運動能力調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

### （高等学校教育段階）

- ・経済的理由による高等学校中途退学者数（国公立）
  - 1,043人（平成22年度） → 951人（平成23年度）
 （文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）
- ・高校生の学校外における平日の平均学習時間
  - 93.7分（平成2年） → 70.5分（平成18年）
 （Benesse教育研究開発センター「学習基本調査」）

### （高等教育段階）

- ・高等教育機関への進学率
  - 大学 26.4%（平成4年度） → 50.8%（平成24年度）
  - 短期大学 12.4%（平成4年度） → 5.4%（平成24年度）
  - 高等専門学校 0.5%（平成4年度） → 1.0%（平成24年度）
  - 専門学校（専門課程） 17.8%（平成4年度） → 22.2%（平成24年度）
 （文部科学省「学校基本調査」）
- ・授業に関連する学習時間が1週間あたり0～5時間の大学一年生
  - 日本：66.8%      アメリカ：15.6%
- ・授業に関連する学習時間が1週間あたり21時間以上の大学一年生
  - 日本：4.3%      アメリカ：19.3%
 （東京大学大学経営政策研究センター「全国大学生調査」、米国の大学生調査NSSE）
- ・日本人の海外留学者数
  - 平成21年度：6.0万人（平成16年度：8.3万人）
 （ユネスコ「文化統計年鑑」、OECD「Education at a Glance」、IIE「Open Doors」）
- ・米国の大学等に在籍する日本人学生の数
  - 平成13年度：4.7万人 → 平成22年度：2.1万人（IIE「Open Doors」）
- ・学生交流に関する協定等に基づく日本人学生の海外留学者数
  - 平成13年度：1.4万人 → 平成22年度：2.9万人
 （独）日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」）

- 大学への社会人入学者の割合（推計）（学位課程）
 

学士課程	1. 7%	（平成20年度）	→	1. 9%	（平成24年度）
短期大学士課程	4. 2%	（平成20年度）	→	4. 0%	（平成24年度）
大学院	18. 0%	（平成20年度）	→	17. 7%	（平成24年度）
- 専門学校における社会人受入総数  
約4. 4万人（平成20年度）→約6. 1万人（平成23年度）

#### （生涯学習段階）

- 1年間に生涯学習を行ったことがあると回答した人の割合  
57. 1% （内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年））
- 隣近所の人との行き来の頻度について（あまり行き来しない・ほとんど行き来しない人の割合）  
41. 5%（平成12年）→50. 3%（平成19年）  
（内閣府「国民生活白書」）

### Ⅲ 4つの基本的方向性

#### （人のつながりや支え合いの重要性）

- 「避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか」という質問に対する宮城県内小・中学校長の回答  
（学校支援地域本部が設置されていた学校（20校））  
→ 順調だった：95% 混乱が見られた：0%
- （学校支援地域本部が設置されていなかった学校（20校））  
→ 順調だった：35% 混乱が見られた：40%  
（文部科学省による聞き取り調査）

## 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

### 成果目標1（生きる力の確実な育成）関連

#### （確かな学力）

#### ①国際的な学力調査における平均得点と習熟度レベル及び全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率

##### 〈P I S A〉

- ・ P I S A 2 0 0 9（平成21年）における平均得点及び順位

【読解力】 520点（498点）【8/65位】

【数学的リテラシー】 529点（523点）【9/65位】

【科学的リテラシー】 539点（531点）【5/65位】

※（ ）内はP I S A 2 0 0 6（平成18年）の平均得点

- ・「習熟度レベル5以上」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）

【読解力】 13.4%（上海19.4%、韓国12.9%、フィンランド<sup>\*</sup>14.5%）

【数学的リテラシー】 20.9%（上海50.4%、シンガポール35.6%、香港30.7%）

【科学的リテラシー】 17.0%（上海24.3%、フィンランド18.7%、香港16.2%）

- ・「習熟度レベル1以下」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）

【読解力】 13.6%（上海4.1%、韓国5.8%、フィンランド8.1%）

【数学的リテラシー】 12.5%（上海4.8%、シンガポール9.8%、香港8.8%）

【科学的リテラシー】 10.7%（上海3.2%、フィンランド6.0%、香港6.6%）

（OECD「P I S A 2 0 0 9（平成21年）」）

##### 〈T I M S S〉

- ・ T I M S S 2 0 1 1（平成23年）における平均得点及び順位

【小学校・算数】 585点（568点）【5/50位】

【小学校・理科】 559点（548点）【4/50位】

【中学校・数学】 570点（570点）【5/42位】

【中学校・理科】 558点（554点）【4/42位】

※（ ）内はT I M S S 2 0 0 7の平均得点

- ・「習熟度レベル625点以上」の割合（各教科上位3国・地域と比較）

【小学校・算数】 30%（シンガポール43%、韓国39%、香港37%）

【小学校・理科】 14%（韓国29%、シンガポール33%、フィンランド20%）

【中学校・数学】 27%（韓国47%、シンガポール48%、台湾49%）

【中学校・理科】 18%（シンガポール40%、台湾24%、韓国20%）

- ・「習熟度レベル400点未満」の割合（各教科上位3国・地域と比較）

【小学校・算数】 1%（シンガポール1%、韓国0%、香港1%）

【小学校・理科】 1%（韓国1%、シンガポール3%、フィンランド1%）

【中学校・数学】 3%（韓国1%、シンガポール1%、台湾4%）

【中学校・理科】 3%（シンガポール4%、台湾4%、韓国3%）

（IEA「T I M S S 2 0 1 1」（平成23年）」）

〈全国学力・学習状況調査〉

- ・過去の調査との同一問題の正答率の比較

【小学校調査】

過去の調査と比べて3ポイント以上高い問題の数：6問

過去の正答率の前後3ポイント未満の範囲にある問題の数：2問

過去の調査と比べて3ポイント以上低い問題の数：1問

【中学校調査】

過去の調査と比べて3ポイント以上高い問題の数：6問

過去の正答率の前後3ポイント未満の範囲にある問題の数：2問

過去の調査と比べて3ポイント以上低い問題の数：2問

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度))

②学習意欲、学習習慣

- ・授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合

【小学校】国語：83.3%、算数：79.1%、理科：86.0%

【中学校】国語：71.8%、数学：65.8%、理科：64.7%

- ・勉強が好きだと思う児童生徒の割合

【小学校】国語：63.3%、算数：65.1%、理科：81.5%

【中学校】国語：58.3%、数学：52.8%、理科：61.7%

- ・授業時間以外に全く勉強しない児童生徒の割合

【小学校】平日3.7%、休日11.2%

【中学校】平日6.7%、休日12.7%

- ・教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う児童生徒等の割合

【小学校】国語：88.9%、算数：90.4%、理科：73.4%

【中学校】国語：82.7%、数学：71.3%、理科：52.6%

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度))

③個別の指導計画・教育支援計画の作成率

- ・個別の指導計画

【幼稚園】40.1%、【小学校】89.6%

【中学校】79.0%、【高等学校】19.9%

- ・個別の教育支援計画

【幼稚園】30.9%、【小学校】70.6%

【中学校】63.7%、【高等学校】17.7%

(文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」(平成23年度))

## (豊かな心)

### ①豊かな心

- ・学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合  
【小学校】 91.3%、【中学校】 92.1%
- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合  
【小学校】 76.8%、【中学校】 68.4%
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合  
【小学校】 94.2%、【中学校】 95.0%
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合  
【小学校】 86.7%、【中学校】 73.2%  
(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度))
- ・地域社会などでボランティア活動等に参加している児童生徒の割合  
【小学校】 41.1%、【中学校】 30.6% (内閣府調査(平成19年度))

## (健やかな体)

### ①子どもの体力

- ・小学校男子(11歳)50m走：  
8.75秒(昭和60年度) → 8.88秒(平成23年度)
- ・小学校女子(11歳)ソフトボール投げ：  
20.52m(昭和60年度) → 17.54m(平成23年度)  
(文部科学省「体力・運動能力調査」)

### ②学校における健康教育・健康管理の推進

- ・健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合：  
【高3男子】 90.1%、【高3女子】 93.1%
- ・保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合：  
【高3男子】 47.1%、【高3女子】 47.4%  
(日本学校保健会「保健学習推進委員会報告書」(平成22年度))
- ・学校保健委員会を設置する学校の割合： 90.2% (文部科学省調べ(平成23年度))
- ・朝食を欠食する子どもの割合：  
【小学校】 1.5%  
(日本スポーツ振興センター「平成22年度児童生徒の食生活等実態調査」)
- ・学校給食における地場産物を使用する割合： 25.7%  
(文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況」(平成23年度))

## 成果目標 2（課題探求能力の修得）関連

### ①学修時間

- ・ 1日あたりの学修時間（授業、授業関連の学修、卒論）：4.6時間  
（東京大学大学経営政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（平成19年度））

### ②学修支援環境

### ③教学システム

- ・ GPAによる成績判定の実施：49%
- ・ 全授業科目のシラバス作成：96%
- ・ FDの実施：99%（文部科学省調べ（平成21年度））

### ④大学教育への評価

- ・ 能力を身に付けるために大学の授業が役に立っていると回答する学生の割合  
【論理的に文章を書く力】42.9%  
【人にわかりやすく話す力】37.8%  
【外国語の力】36.2%  
（東京大学大学経営政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（平成19年度））
- ・ 学校生活に満足する（した）青年の割合（18-24歳）：  
85.1%（内閣府「第8回世界青年意識調査」（平成21年度））
- ・ 大学は「世界に通用する人材を育てることができている」と回答する国民の割合：  
26%（できていない：63%）、
- ・ 「企業や社会が求める人材を育てることができている」と回答する国民の割合：  
25%（できていない：64%）  
（朝日新聞社「『教育』をテーマにした『全国世論調査』」（平成23年1月1日【18面】））

### ⑤多様な学生

- ・ 社会人入学者数の割合（推計）：1.9%  
（学校基本調査、国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況を基に推計（平成24年度））  
（参考）25歳以上の学士課程への入学者の割合：1.9%（OECD平均：20.3%）  
（OECD教育データベース、文部科学省調べ）
- ・ 大学における障害のある学生の在籍率：0.31%  
（日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成23年度））

### 成果目標 3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）関連

#### ①生涯学習を行う人の割合

- ・この1年間に社会問題に関するもの（社会・時事、国際、環境など）について学習を行った人の割合：8.9%

（内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年度））

#### ②体験活動・読書活動

- ・体験活動を行う児童生徒等の数

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した子ども（小学校1年生～6年生）の割合：51.7%

（独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査報告書」（平成22年度））

地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加：

【小学校】41.1%、【中学校】30.6%（内閣府調査（平成19年度））

- ・全校一斉の読書活動を実施している学校の割合：

【小学校】96.4%、【中学校】88.2%

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」）

- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率：53.8%

（文部科学省調べ（平成24年度））

#### ③学習成果の活用状況

- ・仕事や就職の上で生かしている：31.3%

- ・地域や社会での活動に生かしている：21.8%

（内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年度））

- ・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の試行事業に参加した青少年の数：18人

（文部科学省調べ（平成24年度））

#### ④民間教育事業者等における情報公開・自己評価等の割合

- ・自己評価を実施している民間検定事業者の割合

受検者が1万人以上の民間検定試験を実施している事業者等のうち、自己評価を実施した事業者の割合：45%

（文部科学省調べ（平成24年度））

## 成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）関連

### ①児童生徒の進路に向けた意識の向上

- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合  
【小学校】 86.7%、【中学校】 73.2%
- ・教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う児童生徒の割合  
（国語） 【小学校】 88.9%、【中学校】 82.7%  
（算数・数学）【小学校】 90.4%、【中学校】 71.3%  
（理科） 【小学校】 73.4%、【中学校】 52.6%  
（文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成24年度））

### ②雇用状況改善への取組

- ・職場体験・インターンシップ
  - ・職場体験・インターンシップの各学校における実施率  
【中学校】 96.9%、【高等学校（全日制・普通科）】 75.6%  
【大学】 67.7%、【短大】 43.6%、【高等専門学校】 100%  
【専修学校】 36.0%
  - ・インターンシップの体験者数の割合  
【高等学校（全日制・普通科）】 17.7%  
【大学】 1.8%、【短大】 3.0%、【高等専門学校】 14.6%  
（国立教育政策研究所調べ（平成23年度、内閣府「子ども・若者白書」（平成23年度））、  
文部科学省調べ（平成19年度））
- ・社会人受入れ等  
入学者数（学位を授与する課程・推計）：  
【大学院】 約1.8万人、【大学】 約1.2万人、【短大】 約0.3万人、  
（学校基本調査、国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況を基に推計（平成24年度））  
入学者数：  
【専修学校】 約1.7万人 （文部科学省「学校基本調査」（平成24年度））  
履修証明プログラムの開設：  
【専修学校】 約170校（科目等履修生受入れ学校数）（文部科学省調べ（平成24年度実績））  
社会人対象の教育コース：  
【専修学校】 約800コース（委託訓練等） （文部科学省調べ（平成24年度実績））
- ・大学におけるキャリアカウンセラーの配置割合： 62.8%  
（就職問題懇談会調べ（平成23年度））
- ・就職支援に関する学内組織の設置割合： 96.6%  
（日本学生支援機構調べ（平成22年度））

## 成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）関連

### （新たな価値を創造する人材関係）

#### ①国際的な学力調査における平均得点と習熟度レベル

〈PISA〉

- ・PISA2009（平成21年）における平均得点及び順位

【読解力】520点（498点）【8/65位】

【数学的リテラシー】529点（523点）【9/65位】

【科学的リテラシー】539点（531点）【5/65位】

※（ ）内はPISA2006（平成18年）の平均得点

- ・「習熟度レベル5以上」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）

【読解力】13.4%（上海19.4%、韓国12.9%、フィンランド14.5%）

【数学的リテラシー】20.9%（上海50.4%、シンガポール35.6%、香港30.7%）

【科学的リテラシー】17.0%（上海24.3%、フィンランド18.7%、香港16.2%）

（OECD「PISA2009」）

〈TIMSS〉

- ・TIMSS2011（平成23年）における平均得点及び順位

【小学校・算数】585点（568点）【5/50位】

【小学校・理科】559点（548点）【4/50位】

【中学校・数学】570点（570点）【5/42位】

【中学校・理科】558点（554点）【4/42位】

※（ ）内はTIMSS2007（平成19年）の平均得点

- ・「習熟度レベル625点以上」の割合（各教科上位3国・地域と比較）

【小学校・算数】30%（シンガポール43%、韓国39%、香港37%）

【小学校・理科】14%（韓国29%、シンガポール33%、フィンランド20%）

【中学校・数学】27%（韓国47%、シンガポール48%、台湾49%）

【中学校・理科】18%（シンガポール40%、台湾24%、韓国20%）

（IEA「TIMSS2007」）

#### ②挑戦する児童生徒の割合

- ・難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している児童生徒の割合：

【小学校】74.3%、【中学校】64.1%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成22年度））

#### ③国際科学技術コンテスト

- ・国際科学オリンピックの予選への参加者：12,855人（平成23年）

#### ④リーダーを養成する教育プログラムの実施数

- ・（参考値）博士課程リーディングプログラムによる学位プログラムの実施数：

20件（平成23年）

#### ⑤世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」

- ・（参考値）被引用回数の多い（上位10%）論文\*数で世界100位以内の分野を有する  
大学数：8大学

（米112大学、英28大学、中国39大学、独27大学、仏15大学）

（Web of Scienceを基に集計（平成23年））

※研究論文の引用回数の多さは、当該論文の質の高さを表すものとされている。

#### ⑥国際的な評価の向上

- ・国際的な大学ランキングで100位以内の大学の数：

2大学（タイムズ紙「World University Rankings」（平成23-24年））

6大学（クアクアレリ・シモンズ(QS)社「World University Rankings」（平成23-24年））

## (グローバル人材関係)

### ①生徒に求められる英語力

- ・中学校第3学年で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合： 25.5%
  - ・高等学校第3学年で英検準2級程度以上の英語力を有する生徒の割合：30.4%
- (文部科学省『国際共通語としての5つの提言と具体的施策』に係る状況調査 (平成23年度))

### ②英語教員に求められる英語力の目標

- ※英語教員に求められる英語力の目標：英検準1級以上、TOEFLのPBT550点  
・CBT213点・iBT80点以上、又はTOEIC730点以上
- ・中学校の英語教員で上記の目標を達成した教員の割合： 27.7%
  - ・高等学校の英語教員で上記の目標を達成した教員の割合： 52.4%
- (文部科学省『国際共通語としての5つの提言と具体的施策』に係る状況調査 (平成23年度))

### ③海外留学

- ・海外に留学(3か月以上)する高校生数：3,275人  
(文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」(平成23年度))
- ・海外大学等に在籍する日本人学生：59,923人 (文部科学省調べ(平成21年))
- ・外国人留学生数の全学生に占める比率：4.0% (文部科学省調べ(平成22年))

### ④外国人教員等

### ⑤外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)

- ・英語のみによる授業科目を開設している大学：  
【学部】194大学(26.5%)、【研究科】169大学(28.2%)
- ・英語による授業のみで卒業できる大学：  
【学部】8大学9学部、【研究科】81大学155研究科  
(文部科学省調べ(平成21年度))

### ⑥大学の入学時期の弾力化(4月以外で入学した学生数)

- 【学部】2,266人、【研究科】5,547人  
(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成21年度))

## 成果目標 6（意欲あるすべての者への学習機会の確保） 関連

### （初等中等教育関係）

#### ①幼稚園等の就園率

- ・幼稚園就園率：50.0%、・保育所入所率：42.1%（計92.1%）  
※3～5歳児（文部科学省・厚生労働省調べ（平成23年度））

#### ②経済的理由による高校中退者、高校中退者の再入学者・編入学者

- ・経済的理由による中退者：951人
- ・高校中退者のうち再入学者数：1,038人、  
高校中退者のうち編入学者数：5,366人  
（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成22年度））

#### ③国際的な学力調査における習熟度レベル

〈PISA〉

- ・「習熟度レベル1以下」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）：  
【読解力】 13.6%（上海4.1%、韓国5.8%、フィンランド8.1%）  
【数学的リテラシー】 12.5%（上海4.8%、シンガポール9.8%、香港8.8%）  
【科学的リテラシー】 10.7%（上海3.2%、フィンランド6.0%、香港6.6%）  
（OECD「PISA2009」（平成21年））

〈TIMSS〉

- ・「習熟度レベル400点未満」の割合（各教科上位3国・地域と比較）  
【小学校・算数】 1%（シンガポール1%、韓国0%、香港1%）  
【小学校・理科】 1%（韓国1%、シンガポール3%、フィンランド1%）  
【中学校・数学】 3%（韓国1%、シンガポール1%、台湾4%）  
【中学校・理科】 3%（シンガポール4%、台湾4%、韓国3%）  
（IEA「TIMSS2011」（平成23年））

#### ④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響

- ・就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校と低い学校の平均正答率の差の縮小  
（『就学援助を受けている児童生徒の割合が10%未満の学校の平均正答率[1]』と『就学援助を受けている児童生徒が10%以上の学校における平均正答率[2]』の差）

##### 【小学校】

- （国語A） 1.4%（[1]82.0%、[2]80.6%）
- （国語B） 2.2%（[1]56.2%、[2]54.0%）
- （算数A） 2.0%（[1]74.2%、[2]72.1%）
- （算数B） 2.2%（[1]59.3%、[2]57.1%）

##### 【中学校】

- （国語A） 3.4%（[1]77.5%、[2]74.2%）
- （国語B） 3.7%（[1]65.9%、[2]62.2%）
- （数学A） 4.8%（[1]65.4%、[2]60.6%）

(数学B) 5. 8% ([1]53. 6%、[2]47. 8%)

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度))

#### ⑤いじめ、不登校、高校中退者

- ・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合：

【小学校】82. 3%、【中学校】78. 5%、【高等学校】76. 9%

- ・全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合：

【小学校】0. 3%、【中学校】2. 6%、【高等学校】1. 7%

- ・高校中退者数の割合：1. 6%

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成23年度))

### (高等教育関係)

#### ①進学機会

- ・親の収入により子どもが進学等を断念しないように修学の格差の改善

大学昼間部の家庭の収入階層区分別学生数割合

第I五分位(収入階層下位20%) 21. 3%、

第V五分位(収入階層上位20%) 16. 2%

(日本学生支援機構「学生生活調査」(平成22年度))

- ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合：予約採用68. 23%、在学採用100%

(日本学生支援機構調べ(平成23年度))

- ・大学・大学院、高等専門学校等に係る授業料免除率の改善

【国立大学】8. 3%(約5. 0万人)、【私立大学】約5. 4万人

(文部科学省調べ(平成24年度))

#### ②多様な学生(成果目標2の再掲)

- ・社会人入学者数の割合(推計)：1. 9%

(学校基本調査、国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況を基に推計(平成24年))

(参考) 25歳以上の学士課程への入学者の割合のOECD平均：20. 3%

(OECD教育データベース(平成22年))

- ・障害のある学生の割合：0. 3%(アメリカ：10. 8%)

(日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(平成23年度))

## 成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保） 関連

### （初等中等教育関係）

#### ①学校施設の耐震化率

##### ・公立学校

【幼稚園】 75.1%、【小・中学校】 84.8%

【高等学校】 82.4%、【特別支援学校】 92.9%

（文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」（平成24年度））

※公立小・中学校における非構造部材の耐震点検実施率は66.0%、そのうち耐震対策実施率は48.5%

（文部科学省「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査」（平成24年度））

##### ・私立学校

【幼稚園～高等学校】 75.4%

※私立学校（幼稚園～高等学校）における非構造部材の耐震点検実施率は55.0%、そのうち耐震対策実施率は70.6%

（文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況調査」（平成24年度））

#### ②学校施設の防災関係施設・設備の整備

##### ・避難所に指定されている公立学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

【体育館トイレ】 79.8%、【防災倉庫／備蓄倉庫】 38.4%、

【貯水槽／プールの浄水装置等】 33.5%、【自家発電設備】 27.5%

（国立教育政策研究所「学校施設の防災機能に関する実態調査」（平成24年度））

#### ③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等、死亡する児童生徒等

・負傷：108万件、・死亡：78件

（（独）日本スポーツ振興センター「学校種別の災害発生状況・給付状況」（平成23年度））

#### ④学校全体として計画的に安全教育を推進している学校の割合

・学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合：95.2%

（文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（平成24年度））

### （高等教育関係）

#### ①大学の耐震化率

・国立大学等の耐震化率：89.3%

（文部科学省「国立大学法人等施設実態報告書」（平成24年度））

・私立大学等の耐震化率：81.8%

（文部科学省「私立大学等施設の耐震化の状況」（平成24年度））

※私立専修学校の耐震化率については平成24年調査中

## 成果目標 8（互助・共助の活力あるコミュニティの形成）関連

### （初等中等教育・生涯学習関係）

#### ①学校支援地域本部など

##### ・学校支援地域本部

576市町村3,036本部を設置（文部科学省調べ（平成24年度））

##### ・放課後子ども教室

1,076市町村10,098箇所を実施（文部科学省調べ（平成24年度））

#### ②コミュニティ・スクール

##### ・公立小・中学校における設置率：

【平成23年度】2.4%、【平成24年度】3.6%

##### ・公立小・中学校における設置数：

【平成23年度】789校、【平成24年度】1,183校（文部科学省調べ）

#### ③地域参画・ボランティア

##### ・地域の学習や活動に参画する高齢者：

【学習活動】17.4%、【社会活動】31.3%

（内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（平成20年度）、  
内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成22年度））

##### ・社会教育施設におけるボランティア登録者数：

【公民館】241,115人、【図書館】98,431人、【博物館】29,602人

（文部科学省「社会教育調査」（平成20年度））

##### ・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数：のべ約647万人

（文部科学省調べ（平成23年度））

#### ④学校、社会教育施設のマネジメント

##### ・学校評価

学校関係者評価の実施状況：83.9%

（文部科学省「学校評価等実施状況調査」（平成23年度））

##### ・社会教育施設

【自己評価】公民館：58%、図書館：68%、博物館：66%

【情報公開】公民館：52%、図書館：62%、博物館：47%

（文部科学省委託調査「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究」（平成23年度））

#### ⑤総合型地域スポーツクラブ

##### ・総合型クラブ設置率

【全市区町村】78.2%、【市区のみ】92.2%

（文部科学省「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」（平成24年度））

## ⑥家庭教育支援

- ・家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施している小学校区：316市町村、2,771箇所

※平成24年度補助事業による実施箇所数

- ・家庭教育支援チーム数：328チーム

※補助事業及び自治体や地域の独自事業を含む

- ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣

家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合：

【小学校】75.9%【中学校】66.0%

毎日、同じくらいの時間に寝ている児童生徒の割合：

【小学校】77.3%【中学校】74.0%

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度))

## (高等教育・生涯学習関係)

### ①地域企業や官公庁と連携した教育プログラム

### ②地域の企業等(同一県内企業又は地方公共団体)との共同研究数

5,274件

(文部科学省「産学連携等実施状況調査」(平成23年度))

### ③地域課題解決のための教育プログラム

- ・大学による自主的なコンソーシアムの形成：48団体

(公益社団法人大学コンソーシアム京都HPより(平成23年度))

### ④学生ボランティアに対する大学等の支援

### ⑤公開講座数や大学の開放

- ・公開講座

【国立】84大学、【公立】78大学、【私立】545大学

- ・施設開放

【国立】77大学、【公立】65大学、【私立】437大学

(文部科学省「開かれた大学づくりに関する調査」(平成23年度))